

一般社団法人全国製菓衛生師養成施設協会
パティスリーラッピング検定試験及び登録管理に係る実施細則

第1条 (目的)

この細則は、一般社団法人全国製菓衛生師養成施設協会パティスリーラッピング検定規程に基づくパティスリーラッピング検定試験(以下「検定試験」という。)の円滑な実施及びのパティスリーラッピングの適正な登録管理に関して定めたものである。

第2条 (パティスリーラッピングの授業)

- 1 パティスリーラッピングの授業(以下「授業」という。)は、パティスリーラッピング検定規程第5条第2項に基づき、一般社団法人全国製菓衛生師養成施設協会(以下、「協会」という。)が発行したテキストを用いて授業を行うものとする。教育認定施設は、授業計画書(別紙様式1)を作成し、授業開始日までに協会に提出するものとする。
- 2 授業時間は、15時間以上をもって終了させるものとする。

第3条 (検定試験の実施)

検定試験は以下により実施する。

- 1 検定試験は教育認定施設が実施する。
- 2 検定試験の受験資格は前条第2項に基づく授業を終了した者とする。
- 3 検定試験は筆記試験と実技試験とする。
- 4 筆記試験問題は協会が作成するものとする。
- 5 実技試験はパティスリーラッピング認定指導者が実施する。

第4条 (受験者台帳)

教育認定施設は、受験者台帳(別紙様式2)を備え、その受験者台帳の写しを協会に送付するものとする。

第5条 (合格基準)

- 1 筆記試験の合格基準は、協会が別に定める。
- 2 実技試験の合格基準は、協会が別に定める。

第6条 (合格通知書の発行)

教育認定施設は、検定試験の結果、合格した者に対して合格通知書(別紙様式3)を受験者に交付するとともに、合格者台帳(別紙様式4)を備え、その写しを協会に送付するものとする。

なお、合格通知書は別紙様式3の事項が記載されたものであれば、それに換えることができる。

第7条（登録申請）

合格通知を受けた者は、「パティスリーラッピング登録申請書」（別紙様式5）を、教育認定施設の長を経由し申請することにより、パティスリーラッピング登録管理台帳（以下「登録管理台帳」という）に登録することができる。

第8条（登録事項）

登録事項は、氏名、生年月日及び本籍地（国籍）とする。

第9条（登録申請時の施設長の注意）

登録申請を経由する教育認定施設にあつては、第8条の登録事項の記載誤りがないかを確認（本人確認ができる書類として、戸籍抄本（写し）等による。）して申請するものとする。

第10条（登録）

協会は、第7条の申請を受けた時、当該申請書に基づき登録管理台帳に登録する。

第11条（ディプロム（パティスリーラッピング検定資格認定証）の発行）

協会は、第10条の登録管理台帳に登録した時、申請者に対しディプロム（パティスリーラッピング検定資格認定証）を交付し、教育認定施設に対しては登録通知書（別紙様式6）で通知するものとする。

第12条（登録事項の訂正等）

第8条の登録事項の変更が生じたときは、「パティスリーラッピング登録事項変更（再交付）申請書」（別紙様式7）を、認定を受けた時の教育認定施設の長を経由して協会に申請することができる。

なお、当該教育認定施設の長は第9条に準じて、変更事実を証明する書類等で確認するものとする。

第13条（新ディプロム（パティスリーラッピング検定資格認定証）の発行及び登録通知書）

協会は、第12条の登録事項の変更若しくは再交付の申請があつた場合は、登録管理台帳に変更事項、理由及び年月日を登録し、申請者に新ディプロム（パティスリーラッピング検定資格認定証）を交付し、教育認定施設に対しては第7条の登録通知書を送付する。

平成27年12月1日 制定

平成31年4月1日 改訂